

令和3年度 練馬区立開進第二中学校 学校経営計画

練馬区立開進第二中学校
校長 指田 和浩

1 概要

令和2年度の学校評価の結果から、令和3年度は以下の点に重点をおいた経営を行う。

(1) 学力の向上

学力の向上については、育成すべき資質・能力を明確にし、タブレット端末を活用した、生徒にとって楽しく分かりやすいハイブリッド型の授業改善に努める。また、新学習指導要領の実施後も適正な評価を行うために、新しい評価の観点の評価規準や評価方法等についての研修を深め、「指導と評価の一体化」の視点に立った授業づくりを一層進める。さらに、地域未来塾、各教科の補充教室、夏季学力補充教室等において、家庭学習の定着と主体的な学習態度を育成するための取組を強化する。

(2) 自己肯定感の高揚や社会参画意識の向上

自己肯定感の高揚や社会参画意識の向上については、人権教育を基盤に、主体性の育成とともに、自他の大切さを認める態度を育てるため、系統性や連続性を意識した教育活動を実施する。また、部活動や委員会活動等については、今年度も密にならないなどの感染防止対策を十分講じた上で、生徒たちの社会性や公共性につながるものにする。さらに、生徒の健康や安全について配慮した指導については、今年度も、けがの防止とともに、感染防止対策を踏まえた指導を行ったり、避難訓練の方法等を改善したりすることにより、生徒の危険予知能力や危険回避能力の向上を一層図る。

(3) 人権教育の推進（自他を大切に作る心、進んで人のために行動できる態度の育成）

人権教育の推進については、カリキュラム・マネジメントの視点に立って、人権に関する各教科・領域での学びと人権課題の関連性を意識した教育活動を進める。また、いじめや不登校の未然防止に向け、今年度も「居場所づくり」や「きずなづくり」につながる学級経営を重点的に進めていくとともに、定期的な研修会、全教員による見守り活動、学校サポートチーム会議を継続して実施する。さらに、「特別の教科 道徳」については、人権教育と関連させて、「主体的・対話的で深い学び」と融合した授業づくりを一層進めるとともに、評価材料や評価方法等についての精度を高める。

(4) 学校運営の充実

地域とともに歩み、「生徒にとって登校したくなり、保護者にとっても登校させたいような信頼感ある学校づくり」に向けて、校内体制やOJT体制の活性化を一層図るとともに、サービス事故の根絶に向けた組織を確立する。また、PTAや保護者に対しては、今年度も連携を一層深めながら、限られた条件下で回数よりも質を重視した活動が行えるよう取り組む。さらに、感染防止については、コロナ禍が続く中、今年度も保護者の理解を得ながら、区のガイドラインに則って、適切に感染症防止対策を進める。

2 目指す学校

(1) 教育目標

- 自立 「よく考える人になろう」
勤労 「すすんで働く人になろう」
協調 「ともにたすけあう人になろう」

(2) 教育目標の達成に向けた各学年の重点目標

教育目標	第1学年	第2学年	第3学年
自立	根拠に基づき論理的に考える。	多角的・多面的な視点で考える。	自ら課題を発見し、解決に向けて考える。
勤労	自分について知り、よい点を見付ける。	自分の将来や職業に関心をもつ。	自分の進路を選択し、切り拓く。
協調	積極的にあいさつをする。	感謝の気持ちをもって人と接する。	相手の立場に立って行動する。

(3) 目指す生徒像

- ① 基礎的な学力が定着し、生涯にわたって主体的に学び続けることができる生徒
- ② 夢や理想の実現に向け、自尊感情や自己肯定感を高め、努力を惜しまない生徒
- ③ 自他を大切にし、進んで人のために行動できる生徒

(4) 目指す教師像

- ① 生徒を認め、生徒と共に学び続けることのできる教師
- ② 生徒の自己実現を支援できる教師
- ③ 生徒の心に寄り添うことのできる教師
- ④ 教育公務員としての自覚をもって、職務を遂行する教師

(5) 目指す学校像

- ① 生徒の笑顔にあふれ、明日も登校したくなる学校
- ② 保護者にとって、安心して子供を登校させることのできる学校
- ③ 地域とともに歩み、協力を得られる学校
- ④ 「チーム」として、迅速に課題を解決する学校

3 中期経営目標と具体的方策

(1) 学力の向上

- ① 各教科等において育成すべき資質・能力の内容を明確化する。
- ② 基礎・基本の定着を図るとともに、新学習指導要領の趣旨及びいじめの未然防止など人権教育の趣旨の実現に向けたハイブリッド型の授業を展開する。
- ③ 家庭学習の定着と主体的な学習態度を育成するための取組を強化する。

(2) 自己肯定感の高揚や社会参画意識の向上

- ① 生徒の自己実現を支援する校内体制を確立する。
- ② 自己肯定感の高揚や社会参画意識を向上させるための体験学習等を充実させる。
- ③ 生徒会活動や部活動など、生徒の自主的活動を活性化させる。
- ④ 体力向上と健康づくりに向けた取組を推進する。
- ⑤ 自ら進んで、安全で安心な社会づくりに貢献できるような資質・能力を養う。

(3) 人権教育の推進（自他を大切にする心、進んで人のために行動できる態度の育成）

- ① 人権尊重を視点に、いじめや不登校等の未然防止に取り組み、生徒の学校生活の安定と心の伸長を図るための指導を徹底して行う。
- ② 生徒会が作成した「思いやり宣言」を継承し、常に意識させる指導を行う。
- ③ 道徳教育の推進に努めるとともに、「特別の教科 道徳」の授業を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲や態度を育成する。
- ④ 基本的な生活習慣を身に付けさせ、社会性・規範意識を育成する。

(4) 学校運営の充実

- ① 保護者、地域社会から信頼され、「チーム」として迅速に課題を解決する。
- ② 人材育成を図るためのOJT体制を確立する。
- ③ 小学校との連携を重視した教育活動を一層進める。
- ④ 教育公務員及び組織の一員としての自覚をもって、職務を遂行させる。

4 令和3年度の達成目標と具体的方策

(1) 学力の向上

育成すべき資質・能力を明確にし、生徒にとって楽しく分かりやすいハイブリッド型の授業づくりに向け、以下に記す方策を重点的に進める。

① 知識及び技能の習得

- ア タブレット端末を活用した、ドリル的な学習や反復学習など、一人一人の教育的ニーズや学習状況に応じた個別学習を進める。
- イ 生徒の興味・関心を高めるための教材づくり、実物投影機や電子黒板などを活用した学習活動、習熟に応じた指導等を充実させる。

② 思考力・判断力・表現力等の育成

- ア タブレット端末を活用して、「主体的・対話的で深い学び」と「協力的、参加的、体験的な学習」の共通性や類似性を生かした授業を一層進める。
- イ 感染対策の上、ペア及びグループでの話し合い活動、発表、問題解決的な学習等を位置付けた授業を充実させる。

③ 家庭学習の定着及び主体的な学習態度の育成

- ア 粘り強さ、その教科を学ぶ意義、学習の調整（学んだことを生活に生かしたり、問題解決の過程を振り返ったりする）などを意識させた授業を行う。
- イ 地域未来塾、各教科の補充教室、夏季学力補充教室等において、学び方をはじめ予習・復習などの学習習慣を身に付けさせるための指導を重点的に行うとともに、タブレット端末を活用した家庭学習を進める。

④ 新しい評価の観点に基づいた適正な学習評価の実施

- ア 新しい評価の観点（知識・技能、思考・判断・表現、主体的に学習に取り組む態度）に基づいた適正な評価・評定の実施に向け、評価材料や評価方法等の精度を高める。
- イ 「指導改善に生かす評価」と「記録に残す評価」を明確にし、「指導と評価の一体化」の視点に立った授業づくりを一層進める。

⑤ 読書活動や学校図書館活用の推進

- ア 生徒の感性を磨き、表現力や創造力を高めるための読書活動を進める。
- イ 「読書センター」、「学習センター」、「情報センター」としての機能を有する学校図書館を活用した教育活動を一層進める。

(2) 自己肯定感の高揚や社会参画意識の向上

人権教育を基盤に、主体性の育成とともに自分は人のために役立っているという気持ちを育てるため、系統性や連続性を意識した教育活動を実施する。

① 自己肯定感の高揚に向けた教育活動の推進

ア コロナ禍の中、生徒が本校生徒であることに誇りをもち、自らの自信につなげることができる効率的で効果の高い体験学習等を工夫して行う。

イ キャリア・パスポート等を活用して、学ぶことと自己の将来とのつながり等を意識させたキャリア教育を進めるとともに、保管方法について改善する。

ウ 進路指導では、ガイダンスや面談などを通して進路情報を提供するとともに、学習評価を活用した支援を一層充実させる。

② 社会参画意識の向上に向けた教育活動の推進

ア 人とのかかわりを重視し、自分は人のために役立っているということを実感させるような教育活動を行う。

イ 感染防止策を講じた上で、学級づくりや集団づくりにつながるような行事を企画・実施する。

ウ 学級活動や学校行事等を通して、いじめの未然防止とともに、人との望ましい関わり方を体得させ、よりよい集団を築こうとする指導を徹底して行う。

エ 社会性や公共性を培うための生徒会活動、委員会活動、部活動を推進する。

③ 健康・体力づくり、食育の推進

ア オリンピック・パラリンピック大会開催年としての意識を高める。

イ 保健体育の授業を中心に、運動量の確保や運動に親しむ企画などを実施し、体力の向上や健康の保持増進を図る。

ウ 部活動への積極的な参加を促し、日常を通じた健康・体力づくりを一層進める。

エ 栄養士との連携を図り、日常の給食指導を通して食についての関心をもたせる。

オ 教職員全員が食物アレルギーに対する意識を高め、緊急時の対応を習得する。

④ 安全教育（生活安全、交通安全、災害安全）に関わる教育活動の推進

ア 感染症防止策を適切に講じ、生徒の健康や安全に配慮した指導を行う。

イ けがの防止とともに、日常生活における危険予知能力や危険回避能力などを高め、地域社会の安全に貢献することをねらいとした安全指導を推進する。

ウ セーフティ教室等の機会を活用して、家庭や地域社会との連携に努める。

エ 東日本大震災の発災から10年を機に、防災への意識を一層高めるとともに、中学1年生全員と地域の避難拠点の方々との防災訓練を実施する。

(3) 人権教育の推進（自他を大切に作る心、進んで人のために行動できる態度の育成）

カリキュラム・マネジメントの視点に立って、人権に関する各教科・領域での学びと人権課題の関連性を意識した教育活動を進めるとともに、いじめや不登校等の未然防止に向け、生活指導や教育相談のさらなる充実を図る。

① 人権教育の推進

ア 「自己肯定感を高め、多様性を認め合う生徒の育成」という東京都の人権尊重教育推進校の研究を通して、普遍的な視点からの取組と個別的な視点からの取組を充実させ、人権課題についての正しい理解と認識を深める指導を行う。

イ 人権教育の目標を実現するために、教科等横断的な視点で組み立てた単元配列

表を効果的に活用する。

ウ 各教科や総合的な学習の時間では、人権教育プログラムで示す「協力的、参加的、体験的な学習」と「主体的・対話的で深い学び」の共通性や類似性を生かした授業を行う。

エ いじめや不登校等の未然防止に向け、生徒たちの「居場所づくり」と「きずなづくり」につながる学級経営を行う。

オ 生徒の心に落ち着きを与えるとともに、言語環境の整備や校内美化に取り組み、意図的に生活及び学習の環境を整える。

② 道徳教育の推進

ア 人権教育との調和を図りながら、全教育活動を通して思いやりの心の育成やいじめの未然防止に向けた道徳教育を一層進める。

イ 年間指導計画に基づき、教科書を活用した「特別の教科 道徳」の授業を進めるとともに、指導と評価が一体化した学習評価を確実に行う。

ウ 「主体的・対話的で深い学び」と融合した「特別の教科 道徳」の授業を進める。

③ 生活指導の充実

ア いじめは絶対に許されないという全教職員の強い認識のもと、いじめや不登校等の未然防止に向け、「学校いじめ対策基本方針」や「SNS学校ルール」に基づく指導体制や見守り体制を確立する。

イ いじめの早期発見・解決に向け、年3回以上の生活アンケートを全校生徒に実施するとともに、いじめ防止対策委員会による組織的な指導や支援を、家庭及び学校サポートチーム会議などの関係諸機関と連携しながら行う。

ウ 学校教育全体を通して、挨拶の励行、服装、頭髪、聞く態度、話す言葉、時間を守る等の指導を全教職員が共通に認識し指導にあたる。

④ 特別支援教育の充実

ア 通常の学級、難聴学級、特別支援教室との連携を一層深め、合理的配慮に基づいた指導・支援体制を確立する。

イ 難聴学級で実践している情報保障等、障害者差別解消法に基づくユニバーサルデザインとしての取組を一層推進する。

ウ 人権教育の取組と関連させた、聞こえの学習や障害理解学習等を進め、全校生徒に対する障害理解を一層進める。

⑤ 教育相談の充実

ア 教職員は生徒への心のケアなど、常に生徒の心に寄り添った支援を行う。

イ 生活指導や特別支援教育に関わる教育相談活動を、スクールカウンセラー、心のふれあい相談員、学校生活支援員等と連携しながら一層充実させる。

ウ 関係諸機関と連携を図りながら、生徒や保護者が困ったときに安心して相談できる教育相談体制を確立する。

(4) 学校運営の充実

地域とともに歩み、「生徒にとって登校したくなり、保護者にとっても登校させたいくなるような信頼感ある学校づくり」に向けて、校内体制やOJT体制の活性化を一層図るとともに、サービス事故の根絶に向けた組織を確立する。

① 校内組織の充実と活性化

- ア 見通しと振り返りのある運営を進めるため、各分掌・学年主任、特別委員会委員長は、担当部署の経営計画を作成し、月ごとに進捗状況を把握するとともに、月末の運営委員会で報告する。
- イ 経営会議および運営委員会を核にした組織づくりを強化するとともに、教育課題の解決に向け、分掌、学年等からの報告、連絡、相談の迅速化や緊密化を図る。
- ウ 組織の一員としての当事者意識をもち、感染防止やいじめ・不登校の未然防止、見守り体制の確立及び初期対応の徹底を図る。
- エ いじめ等の未然防止や早期発見・解決に向けた研修会を定期的に行うとともに、生活指導及び事故発生時の緊急対応については、全教職員の共通理解の徹底とともに組織的に対応する。
- オ 新学習指導要領の実施に伴い、各教科等の授業時数を確実に確保し、計画的な教科経営を行うとともに、週1回週案簿を管理職に提出する。
- カ 地域連携事業の学校支援コーディネーターを活用した教育活動を一層進める。
- キ 働き方改革の視点を踏まえ、ICT機器を活用した事務処理の効率化、学校閉庁日の拡大、会議や部活動の時間短縮等を一層進める。
- ク 学校だよりやHPを活用して、学校からの積極的で適時性ある情報発信を行う。
- ケ コロナ禍の中、PTAや保護者との連携を一層大切にしながら、回数よりも質を重視した教育活動を進める。

② 職員室と事務室との連携

- ア 会計、施設整備、廃棄処分、コロナによる急変対応などに関する業務に対して、職員室と事務室との共通理解を図り、各業務が円滑に進捗するよう、連携を一層強化する。
- イ 校舎内外を問わず、施設整備等については、常に安全と美化の観点を重視し、課題が生じたときは、事務室と連携を図りながら速やかに対応する。
- ウ 環境問題の視点と経費削減の両面から光熱費（コピー用紙、電気、ガス、水道等）の節減に努め、費用対効果に基づく環境整備を進める。

③ OJT体制の確立

- ア 職層に応じたOJTの実施など、全教職員が主体的に取り組むことができるOJT体制を確立する。
- イ 授業改善、人権教育、教育相談等を柱にした研修を計画的に進めるとともに、各教科年間1回ずつ研究授業を行う。
- ウ 若手教諭へは、実務経験を通じた育成を早期から行い、「外部との連携・折衝力」、「学校運営力・組織貢献力」にも重点を置いた育成を行う。

④ 小中一貫教育の推進

- ア 15歳で目指すべき生徒像を共有化し、その実現に向けた研修を計画的に行う。
- イ 児童・生徒の情報交換とともに、カリキュラム・マネジメントの視点に立った授業研究や、主体的に学習に取り組む態度の育成に向けた研究を進める。

⑤ 服務事故の根絶に向けた組織的な取組の強化

- ア 教育公務員の自覚に基づき、都民から信頼を失うことがないように、厳正な態度で勤務するとともに、コミュニケーションのある職場づくりを一層進める。
- イ 服務事故防止に向けた年間計画に基づいて、定期的に研修会等を実施する。